学校いじめ防止基本方針

「いじめを許さず、いじめから子どもを守り通します。」

彦根市立旭森小学校

（令和７年度改訂）

１ いじめ防止のための基本的な考え方

基本的な危機意識

◇いじめは、「重大な人権侵害である。」

◇いじめは、「人の命をうばってしまう恐れがある。」

◇いじめは、「学校へいけなくしてしまう。」

だから

基本的な大人の姿勢

いじめを　**許さない（させない・見逃さない）**

そのために

基本的な責任分担

◇学校（学級・学年・たてわり集団・登下校集団等の場で早期発見、迅速な対応）
◇家庭（子どもが何でも安心して話せる心の居場所）
◇地域（子どもに温かく声かけができる　大人の協力）

一体となって、連携を進める

目を配り　耳を傾け　声をかけ　早く相談・対応する

本校児童の実態分析　「くらしのアンケート」１０月実施より　Ｒ４→Ｒ５→Ｒ６年度

☆学校は楽しいですか。
とても楽しい・楽しい　９２→８９→９３％　どちらでもない・楽しくない８→１１→１０％

☆相談する人はいますか。
いる　９２→９３→９３％　いない　８→７→８％

☆いやなこと、なやみはありますか。
ない　８１→８３→９３％　ある　１９→１７→２２％

☆いやがらせなどされている人はいますか。
いない　８８→８６→８４％　いる　１４→１６→１９％

☆いじめはどんな理由があってもいけないと思いますか。
思う　９５→９３→９１％　どちらでもない・思わない　７→９→１０％

★平成２６年度、「学校いじめ防止基本方針」をもとに、教職員だけでなく、子どもにもいじめを許さない意識改革を徹底できるよう、学級人権宣言、人権集会など子ども主体の活動を重点に、「いじめの未然防止」に学校ぐるみで取り組んできた。いじめをしない、許さない意識は高まってきた。子どもたち一人ひとりが、安心して学校生活が送れるように、「聴く」と「つながり」を意識して授業改善を行ってきた結果だと考える。今後も、すべての子どもが安心できる環境をつくっていきたい。

宣言

旭森小学校では、「学び合う授業づくり」「心の居場所・自己有用感を育てる学級づくり」「個別の支援の重視」「児童による主体的な学校づくり」、家庭、地域では、「一人ひとりの子どもを守り、育みぬく愛情」を重視し、**「いじめを許さず、いじめから子どもを守り通す」**ことを宣言します。

２　いじめの定義（いじめ防止対策推進法第２条による）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

３　いじめの理解

いじめはいじめる側（加害者）といじめられる側（被害者）、周りにいるはやし立てたり面白がったりする存在（観衆）と、周辺で黙って見ている存在（傍観者）を含めた四層構造（「森田洋司氏による」）の中で発生する。この四層構造における子どもの関係性に注目して対応していくことが大切である。

いじめを生む一事例

背景：近年の子どもの意識の中に他の子との違いを表出しないことで、集団の中での人間関係の安定を得ようとする同調圧力、自分との違いを認めようとしない排他性がある。一方、教師にも子どもとの信頼関係が築けていない中で、指導の徹底や毅然とした指導を急ぐあまり、子どもの多様性や特性を配慮しない対応、変化や結果を急ぐあまりの排除の意識から発する言動等が、子どもの意識にすり込まれていないか点検する必要がある。また、保護者の愛情のかけちがい、子どもの全てを認めて注ぐ愛情不足、大人のコミュニケーション能力の不足等が、日々接する子どもの心身に与える影響は大きい。

いじめられる側、いじめる側：多様な子どもがいる。感情のコントロールが苦手な子ども、他から見て少し違う言動をする子、集団生活、協調行動が苦手な子どもらが少なからずいる。また、その子らに対してふざけやからかい行為をすることで抱えるストレスを発散する子どももいる。

周囲の子ども：ふざけやからかいを笑いとして容認する多くの子どもがそれに同調し加わったり（観衆）、許容してしまったり（傍観）する傾向、さらにそのいやな雰囲気の行き過ぎた行為にブレーキの言葉や態度を明確に表すことがしにくい傾向がある。

いじめの発生：何らかの理由で特定の子どもにふざけやからかいなどの否定行為をする、仲間からの排他行為をする子どもが台頭し、観衆者、傍観者の中でいじめに発展することを認識したい。。

子どもの人間関係は日々、変化するが、「いじめ」や「いじめの疑い」の関係は固定化されていく。学校での早期発見のために次のようなことを念頭に置きたい。

①加害者が加害の意図、意志を自覚しないで相手の思いを察せずに、不快な思いをさせる言動をしたり、直接行動せず、周囲に同調させる言動をしたりする場合がある。

②被害者が気づいていない、気づいても認めたくない、認めても声に出せない（相談できない）ことがある。

③様々な関係性の中で、「ふざけ」「冗談」として済ます、済ましてよいとして特定の関係が固定化していないか。

④「おそい」「できない」「みんなといっしょでない」などの子どもへの教師の関わり方の中に、いじめを誘発する言動がないか。

⑤学校で見える交友関係や学習、生活の充実度に不満感やストレスを感じていないか。学校で表出できない思いを学校を離れた場で、例えば、仲間内での悪口やネットへの書き込みなどで解消しようとしていないか。

いじめは重大な人権侵害であり、かつ心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることから、いじめは、絶対に許されるものではないという強い姿勢、いじめを認識しながら放置することがないよう十分に理解できるようにしなければならない。子どもの多様性を尊重し合う関係の中ではいじめは生まれないことを学校から、子ども、家庭、地域に示し、子どもたちが、安心してくらせる学校、環境を社会全体でつくることが大切である。一方で、常に「いじめ」は、どの学校でも、どの子どもにも起こりうるものであるという危機意識をもち、特に上記５点を念頭に子どもを見守っていく必要がある。

また、いじめは再発する可能性が十分あり得ることを踏まえ、概ね次の２つの要件が満たされるところまで対処していく。

・いじめが止んでいる状態が少なくとも３か月継続している。
・いじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを、被害者児童本人および保護者に対し、面談等により確認できている。

4　旭森小学校「ストップいじめアクションプラン」

宣言「いじめを許さず、いじめから子どもを守り通します。」

【未然防止】

一人一人の子どもの多様性を大切にする学校

☆「いじめ対策連絡協議会」を常設し、未然防止、早期発見、早期対応に努める。
☆子ども理解、学級づくり、いじめに関する職員研修を実施する。
☆個に応じた支援ができるよう専門員、関係機関と連携をする。
☆互いに高め合い、子ども、保護者、地域から信頼される教師を目指す。
☆児童、保護者アンケートなどの学校評価を実施し、いじめ防止の取り組みを検証する。
☆子どもの居場所づくりを進め、いじめを許さない学校づくりに努める。

いじめをしない・させない・見逃さない子どもを育てる

学び合う授業づくり

学習規律の確立
学習の準備・チャイム着席・あいさつ・姿勢・発表の仕方、聞き方等

授業改善
全ての子が参加、活躍できる授業
話し合い活動の充実
安心して、自信をもって話す
目と気持ちを向けて聴く

協同的な学習
共に学び合う体験活動
聴き合う集団学習

個別の支援

- 特別支援教育の側面
- 虐待・養育の側面
- 学業不振の側面
- 家庭環境の側面

児童による主体的な学校づくり

いじめを子ども自らの問題と捉え、未然防止と課題解決に自主的に取り組む児童会活動の推進
学級人権宣言・あいさつ運動
たてわり活動

「ひとりをみんなで、やさしく　なかよく　あたたかく」

高：自分たちで築く楽しい学級
友だちのよさに気づき、一人一人が認められ励まし合える温かい人間関係を育てる
自信をもって、個性を発揮し合う

中：先生とみんなで楽しい学級
互いの考えを認め合い、友だちと支え合える人間関係を育てる
個性を認め、高め合う

低：先生と一緒に楽しい学級
友だちと仲良く助け合える人間関係を育てる
みんなのちがいに気づく

自己有用感を育てる学級づくり

学級のスタイル、文化を高める
朝の会、帰りの会、係活動
当番活動、清掃活動

豊かな人間関係を育む特別活動・学級活動
個が生かされる学級活動
異年齢交流活動（保幼小交流）
自立、自治活動
学級文化
道徳心・規範意識

保護者・地域・関係機関との連携

☆規則正しい生活習慣づくり、子どもが安らげる温かい家庭づくりに努める。
☆正しい社会マナーや規範意識を育てる。
☆あいさつ運動など子どもを温かく見守る地域の目を広げる。
☆保護者、地域関係機関が、いじめの問題について協議する機会を設け、いじめの問題に連携した対策を推進できるようにする。

いじめの
早期発見

早期対応

子どもに寄り添う観察
一人ひとりの表情、声、交友関係、対話などからささいな変化に気づけるよう観察に努める。
子どもの日常会話の中に見られる呼びつけ、あだ名等の人権無視の言動に気づく。

保護者の声を聞く
保護者が、子どもの悩みや不安に気づき、安心して学校と相談できる信頼関係を築く。
担任以外にも保護者が相談できる窓口（生徒指導部、教育相談部など）を知らせる。

子どもとふれあう時間を確保し、子どもとの信頼関係を築く
子どもと気軽にふれあう時間や場所を確保する。
教師自ら自己開示し、気軽に何でも話せる人間関係を作る。
子どもの輪、話題の中に入り、子どもの声に耳を傾ける。
自らの悩みや気づいた不審な言動を相談したり、知らせたりできる相手になれるよう日頃から会話や日記などを通して対話できる関係を作る。
子どもが担任以外にも気軽に相談できる窓口を知らせる。

定期的な児童、保護者アンケートの実施
定期的にアンケートを実施し、いじめの被害や目撃を表出するきっかけとなるようにする。
「心のふれあい週間」を設け、アンケートをもとに一人ひとりと対話して、聞き取り、相談をする。

情報モラル教育の実施
インターネットやスマートフォン等の正しい利用と情報活用について学年に応じた情報教育を実施する。

情報の共有化、組織的な分析を行う
気になる情報は、担任に限らず、学年、関係職員に互いに知らせ合い、複数の目で継続して観察をすることや対応を検討していく。気づいた情報は、記録を残し、継続して変化を見守ることでいじめを「早期発見」「早期対応」できるようにする。
毎月末、学年会で子どもの様子について話し合い「いじめチェック」を行う。

いじめ対策会議の開催
いじめ認知者は、生徒指導主任、管理職に伝え、学校長は、いじめ対策会議を開催する。事実確認や当面の対応、役割分担などを検討する。

全教職員、関係保護者の共通理解のもと対応を開始する

	被害児童への指導	加害児童へ	まわりの児童へ
短期	受容の姿勢で、思いを聞き取る。「いじめから守る」ことを伝え、安心感を与える。	事実確認後、自らの行為をふり返り深く反省できるようにする。動機、背景を探る。	解決に向けた協力依頼と状況の聴き取り。
中期	交友関係など状況の把握。教育相談。	いじめをした背景と課題の解消。相手への謝罪。	これまでと今後の行動について考えさせる。
長期	注意深く見守り、声かけなどの支援を続ける。安心できる居場所作り。	保護者の理解のもと継続した指導、支援、見届けを行う。	いじめを再発させない学級づくりに取り組む。

重大事態発生時

- 重大事態発生の市教委への報告
- 調査組織を設置
- 事実関係の調査
  客観的な事実調査・アンケート
- いじめを受けた児童、保護者への適切な情報提供
- 調査結果の市教委への報告
- 必要な措置

５　いじめ防止年間指導計画

	教職員	児童	保護者・地域・関係機関
年間	毎月末 学年会 「いじめチェックシート」 学級担任 「気になる児童」の報告	たてわり活動	地域のおじさん、おばさん運動（登下校時） 挨拶運動 毎月訪問教育相談
一学期	「いじめ防止対策会議」の設置 「子どもを語る会①」 「いじめ対策連絡協議会」	「心のふれあいアンケート」の実施 「心のふれあい週間」 委員会「あいさつ運動」 高学年「情報モラル教育」	学期末個別懇談会
二学期	「いじめ対策連絡協議会」 「学校評価：児童・保護者アンケート」分析検討	「心のふれあいアンケート」の実施 「心のふれあい週間」 高学年「情報モラル教育」 委員会活動・全校集会 」 校内人権週間・人権集会 「学校生活ふり返りアンケート」実施	ＰＴＡ研修会 「学校評価：保護者アンケート」実施 学期末個別懇談会
三学期	「いじめ対策連絡協議会」	「心のふれあいアンケート」の実施 「心のふれあい週間」	学校評価委員会

６　重大事態への対処

いじめにより、①「生命、心身又は財産に重大な被害」があるとき、②「相当の期間」欠席しているとき、重大事態が発生したものとして以下の対処をする。学校だけで調査、判断することなく、児童や保護者からの申立てがあったときは、重大事態が発生したものとする。

１、重大事態であると判断、申立てがあったとき、下記の「重大事態に係る調査を行う組織」を設ける。

２、調査の実施　重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を調査する。事実関係を明確にする際には、「彦根市いじめ防止等のための基本的な方針」に示された手順、留意事項に基づき調査する。

３、調査結果の提供および報告　いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係を適時、適切な方法で経過報告も含めて報告する。

調査結果を市長に報告する。

７　「いじめ防止等の対策のための組織」および「重大事態に係る調査を行う組織」

「いじめ防止等の対策のための組織」

□学校基本方針に基づく取組の実施
□いじめの相談・通報の窓口
□いじめに関わる情報の収集、記録、共有
□いじめ情報に関わる事実関係の聴取、調査
□指導、支援の体制、対応方針の決定と保護者との連携

いじめ対策連絡協議会
学期１回開催

学校長・教頭・主幹教諭

生徒指導主任
教育相談主任
養護教諭

スクールカウンセラー
スクールソーシャルワーカー

学年主任　　学級担任

いじめ対策会議
「いじめ」発生時開催

学校長・教頭・主幹教諭
生徒指導主任　教育相談主任

関係児童学級担任
関係学年主任

彦教委
学校支援・人権・いじめ対策課
スクールカウンセラー
スクールソーシャルワーカー

「重大事態に係る調査を行う組織」

学校が調査の主体となる場合
「いじめ調査委員会」
「いじめ対策会議」
彦根市教委
学校支援・人権・いじめ対策課

学校の設置者が主体となる場合
「彦根市いじめ問題調査委員会」
弁護士・精神科医
学識経験者心理、福祉の専門家
いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者

旭森小学校「いじめ防止基本方針」参考資料
・国立教育政策研究所発行　生徒指導リーフ「いじめのない学校づくり」
・滋賀県教育委員会事務局学校教育課　生徒指導・いじめ対策支援室　「ストップ！いじめ　アクションプラン」
・彦根市いじめ防止基本方針